

「もっと県産材を使おう」推進事業実施要領の運用について

平成 26 年 5 月 30 日農林水第 30-158 号 制定

平成 28 年 5 月 19 日農林水第 30-122 号 一部改正

「もっと県産材を使おう」推進事業実施については、「もっと県産材を使おう」推進事業実施要領（平成 23 年 6 月 28 日農林水第 05-123 号。以下「要領」という。）に定めるもののほか、当運用に定めるところによる。

第 1 事業主体の選定

補助事業者は、「三重の木」等利用拡大推進事業の事業主体を広く公募したうえで、以下の通りに選定するものとする。

1 事業主体の公募

事業主体は、補助事業者が別に定める期限までに、下記の書類を提出するものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式 1）
- (2) 事業内訳書（様式 2）
- (3) 申請事業者役員等一覧表（様式 3）

2 事業主体の選定及び通知

補助事業者は、(1) の観点により事業計画書の審査を行い、厳正・公平に事業主体を選定するとともに、すみやかに選定結果を通知するものとする。

(1) 事業計画書の選定に係る主な審査項目

- (ア) 「三重の木」認証材等に関する基本的な知識を有しているか
- (イ) PR 活動について、新聞広告等により広く一般消費者への周知が図られるものとなっているか
- (ウ) PR 活動に創意工夫がみられるか
- (エ) PR 活動に新規性がみられるか
- (オ) PR 活動の内容は多くの来場者が見込まれる魅力的なものであるか
- (カ) 県産材のトレーサビリティを明確にできるか

第 2 事業主体の事業実施に係る取組内容等

「三重の木」等利用拡大推進事業

- (1) 一般住宅における「三重の木」認証材等の利用促進に繋がる取組であること。
- (2) 森林所有者や素材生産者、製材業者、設計・建築業者等の複数の「三重の木」認証事業者が連携し、かつ川上から川下までの複数のイベント会場（山林、製材工場、建築現場等）を活用した取組で、県産材利用のネットワーク構築へと繋げることができること。
- (3) 事業の実施にあたり、新聞・広告等により広く一般消費者へ周知を行い、多くの

来場者が見込まれるように努めること。

- (4) 事業実施の際には、補助事業者が定めるアンケートを実施するとともに、アンケート結果を集計すること。
- (5) 事業実施の際には、県産材に触れたり、森林との関わりを体感してもらうなど、創意工夫して参加者に対して一般住宅における「三重の木」認証材等の県産材を利用する意義や品質などについてわかりやすく説明すること。
- (6) 住宅の構造見学会及び完成見学会を開催する場合に使用する住宅は、「三重の木」認証材、「あかね材」認証材及び県産 JAS 材を過半以上使用し、その証明となるものを補助事業者が別に定める期限までに提出すること。
- (7) 事業実施に伴う目標を事業主体が自ら設定し、目標達成に努めること。

第3 交付申請等

1 交付申請

事業主体は、補助事業者が別に定める期限までに、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 交付申請書（様式4）
- (2) 事業計画書（様式2）

2 交付決定

補助事業者は、事業主体から交付申請を受けた場合には、内容を審査の上、適正と認める場合には、すみやかに交付決定し、事業主体へ通知するものとする。

3 実績報告

事業主体は、事業終了後すみやかに補助事業者へ以下の書類を提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書（様式5）
- (2) 事業成績書（様式2）
- (3) 事業費補助金請求書（様式6）

4 現地検査、書類検査等

- (1) 事業主体は、事業実施にかかる「三重の木」認証材等の証拠写真やイベントの状況写真を撮影し、補助事業者の求めに応じて提出すること。
- (2) 補助事業者は、事業実施にかかる書類検査を全数行うとともに現地検査を必要に応じて行い、適正な補助事業の実施を図るものとする。

5 書類の保管

補助事業者等は、事業の実施にあたり本事業と他の事業の経理を区分し、支出の証拠書類や写真等を事業終了後5年間保管すること。